

市県民税と所得税の申告はお早めに

所得税の確定申告書は国税庁ホームページでも作成できます

申告受付会場		申告受付日(土日を除く)	受付上限人数 (／日)
本 庁	1 階：多目的ルーム	2月18日(月)～3月15日(金)	60人
高 月 支 所	3階：会議室	2月18日(月)～3月15日(金)	40人
び わ 支 所	2階：サークル活動室	2月21日(木)・2月22日(金)	60人
湖 北 支 所	2階：会議室	2月26日(火)・2月27日(水)	60人
虎 姫 支 所	1階：会議室	2月28日(木)・3月 1 日(金)	60人
余 呉 支 所	1階：会議室	3月 5 日(火)・3月 6 日(水)	60人
西浅井支所	2階：視聴覚室	3月 7 日(木)・3月 8 日(金)	60人
浅 井 支 所	3階：大会議室	3月11日(月)・3月12日(火)	80人
北部振興局	改修工事のため、申告受付会場を設置しておりません。		

受付時間 8時30分～11時、13時～16時 (土日を除きます)

※各会場とも初日は大変な混雑が予想されます。

申告者が集中した場合は、受付時間内でも受付を終了させていただきます。

※申告等の受付は、上記会場でのみ受け付けます。

※各施設の開錠は、午前8時以降です。

- ◆**申告に必要なもの**
- ①申告書・市税務課または税務署から送付された書類
 - ②印鑑
 - ③マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票のうち1つ
 - ④本人確認書類(運転免許証など)※マイナンバーカードをお持ちいただいた場合は必要ありません。
 - ⑤源泉徴収票または給与支払証明書(原本)
 - ⑥公的年金などの源泉徴収票(原本)
 - ⑦事業所得(農業所得を含む)や不動産所得などがある人は、「**収支内訳書**」の添付が必要です。所得の収支計算を行い、書類を作成してお越しください。(作成できていない場合は受付できません)
 - ⑧配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類
 - ⑨生命保険などの各種支払証明書(原本)
 - ⑩国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)
 - ⑪還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)



▲市ホームページ
市県民税申告書



▲市ホームページ
計算シート

※医療費控除の明細書は、市ホームページ上の計算シートで作成することもできます。

※文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります。

②医療費控除を申告する人は、「**医療費控除の明細書**」の添付が必要です。平成30年中に支払われた医療費等の総額を必ず事前に計算し、「医療費控除の明細書」を作成してから申告にお越しください。明細書は、税務署や市役所税務課、北部振興局・各支所に配置しています。明細書がない場合は、申告会場で明細書を作成していただいた後、申告受付となります。(作成されない場合は受付できません)

①平成30年中に国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人は、1月中旬に市税務課が送付する「社会保険料確認書(申告用)」をお持ちください。

◆次に該当する人は持ち物を確認ください

受付は2月18日(月)～3月15日(金)

税務課 ☎65-6524

平成31年度の市県民税の申告と、平成30年分の所得税の確定申告を受け付けます。

申告受付は、本庁と高月支所を主会場とします。各会場とも混雑が予想され、長時間お待ちいただくことがあります。申告者が集中した場合には、**受付時間内でも受付を終了させていただきます**のでご了承ください。

なお、所得税の確定申告書は国税庁ホームページでも作成できます。申告会場で長時間待つことなく、自宅等で簡単に作成できますので、是非ご利用ください。

申告会場では、申告する所得や控除の有無などを所定の受付確認票に記入してもらい、記入ができた人から受付を行います。申告の内容によっては、長浜税務署での申告が必要な場合があります。

所得税の申告が必要な人

- サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
 - ①給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人
 - ②2か所以上から給与を受けている人
 - ③平成30年中の給与収入が2千万円を超える人
- 農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、平成30年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人

市県民税の申告が必要な人

- 平成31年1月1日に市内に居住し、平成30年中に所得があつた人
- 国民健康保険に加入している人(収入が無くても申告が必要)
- 遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人

※所得税の申告をした人は、市県民税の申告は不要です。

始めにチェック！私は申告が必要ですか？

平成31年1月1日現在、市内に住所のある人が対象です。

